

令和8年8月20日

週休2日確保工事に係る当公社の取扱いについて

川崎市住宅供給公社 総務部 総務課

当公社では、これまで、川崎市が実施する「週休二日制確保モデル工事」の試行的取組に準拠し、対象となる工事について週休2日の確保に向けた取組を実施するとともに、予定価格の積算において所定の労務費等の補正を行ってきました。

このたび、川崎市において、令和8年8月1日から、これまで試行的に実施してきた「週休2日制確保モデル工事」から「週休2日確保工事」へ移行し、本格実施されることとなりました。

これに伴い、当公社が発注する工事について、次のとおり取り扱います。

1 取扱いの変更

令和8年8月1日以降の川崎市の「週休2日確保工事」の取扱いに準拠し、当公社における週休2日の取組及び予定価格の積算上の取扱いを変更します。

これまで、川崎市の試行的取組に準拠して予定価格の積算において行っていた労務費等の補正については、令和8年8月1日以降、行わないこととします。

また、入札公告及び特記仕様書についても、従前の「週休2日制確保モデル工事」の試行的取組に係る記載から、変更後の取扱いに対応した記載へ改めます。

2 適用時期

令和8年9月1日以降に入札公告を行う工事から、変更後の取扱いを適用します。

なお、適用日前に入札公告を行った工事については、従前の取扱いによるものとします。

3 その他

当公社における週休2日の取組については、引き続き川崎市の制度及び取扱いに準拠して実施します。

個々の工事における具体的な取扱いについては、それぞれの入札公告、特記仕様書等を御確認ください。

【お問合せ先】 川崎市住宅供給公社 総務部 総務課
(電話 044-244-7575)